

令和 8年 2月13日

日本原駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
57	日本原(7)タンピングランマー レンタルほか3件	日本原駐屯地	R8.3.23～ R8.3.31	R8.2.13	R8.2.20 (09時00分)	R8.2.20 (10時00分)	無し	

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒708-1325

住所 岡山県勝田郡奈義町滝本

契約機関名(担当) 第356会計隊日本原派遣隊(折口)

電話番号(内線) 0868-36-5151(346)

FAX番号(内線) 0868-36-2198(377)

mailアドレス ma421fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

## 見 積 書

件名リスト一連番号	57
-----------	----

見積金額¥ 品目別 (消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
日本原(7)タンピング ランマーレンタル	仕様書のとおり	ST	1		
日本原(7)プレートラ ンマーレンタル	〃	ST	1		
日本原(7)ハンマード リルレンタル	〃	ST	1		
日本原(7)バックハウ レンタル4	〃	ST	1		
納入(履行) 場 所	日本原駐屯地		納 期 (履行期限)	R8.3.23~R8.3.31	
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私(個人の場合)、当団体（団体の場合)）は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和8年2月20日

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者 名

連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

件名リスト一連番号	57
-----------	----

市場価格¥ 品目別 (消費税及び地方消費税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
日本原(7)タンピングランマーレンタル	仕様書のとおり	ST	1		
日本原(7)プレートランマーレンタル	〃	ST	1		
日本原(7)ハンマードリルレンタル	〃	ST	1		
日本原(7)バックホウレンタル4	〃	ST	1		
納入(履行)場所	日本原駐屯地		納期(履行期限)	R8.3.23~R8.3.31	
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私(個人の場合)、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

仕 様 書

仕様書番号		承認年月日	令和8年1月 日
調達要求番号		作成部隊	業務隊管理科営繕班
工事件名	日本原（7）タンピングランマーレンタル	作成年月日	令和8年1月28日

1 件名  
日本原（7）タンピングランマーレンタル

2 搬入出場所  
岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地

3 レンタル期間  
令和8年3月23日 ～ 令和8年3月31日

4 概要  
レンタル期間中に日本原駐屯地業務隊タンピングランマー1台を貸与するもの。

5 一般事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項、内容疑義が生じた場合は官側と協議を行い指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に明記なき事項でも当然必要なことは、請負業者の負担にて良心的に行うこと。
- (3) 本件の実施に伴う駐屯地への出入り、その他制限事項等は官側により指示する。
- (4) 官側の施設等を損害、汚損した場合は請負業者の責において原状に復旧すること。
- (5) 本件に関する提出書類等は、官側から指示された様式により作成及び提出すること。
- (6) 官側の起因により器材を破損させた場合は官側が修繕・補償するものとする。

6 特記事項

- (1) タンピングランマーの仕様は下記を標準とする。

燃料	ガソリン
規格	60kg防音型
数量	1台

- (2) 搬出入の場所は陸上自衛隊日本原駐屯地とし、日時等を事前に調整すること。その際に掛かる運送費等は請負業者が負担するものとする。
- (3) レンタル期間中に故障等が発生した場合、その原因が請負業者側であると認められた場合は早急に代替機材を用意すること。
- (4) セーフティサービス等、補償は受けるものとする。

7 提出書類

- (1) 納品書 (官側へ納品した際)
- (2) 受領書 (官側から返納された際)



件名	日本原（7）タンピングランマーレンタル	図番
図名	仕様書	1 / 1

仕 様 書

仕様書番号		承認年月日	令和8年1月 日
調達要求番号		作成部隊	業務隊管理科営繕班
工事件名	日本原(7)プレートランマーレンタル	作成年月日	令和8年1月28日

1 件名  
日本原(7)プレートランマーレンタル

2 搬入出場所  
岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地

3 レンタル期間  
令和8年3月23日 ~ 令和8年3月31日

4 概要  
レンタル期間中に日本原駐屯地業務隊プレートランマー2台を貸与するもの。

- 5 一般事項
- (1) 本仕様書に記載されていない事項、内容疑義が生じた場合は官側と協議を行い指示に従うこと。
  - (2) 本仕様書に明記なき事項でも当然必要なことは、請負業者の負担にて良心的に行うこと。
  - (3) 本件の実施に伴う駐屯地への出入り、その他制限事項等は官側により指示する。
  - (4) 官側の施設等を損害、汚損した場合は請負業者の責において原状に復旧すること。
  - (5) 本件に関する提出書類等は、官側から指示された様式により作成及び提出すること。
  - (6) 官側の起因により器材を破損させた場合は官側が修繕・補償するものとする。

6 特記事項  
(1) プレートランマーの仕様は下記を標準とする。

燃料	ガソリン
規格	60kg
数量	2台

- (2) 搬入出の場所は陸上自衛隊日本原駐屯地とし、日時等を事前に調整すること。その際に掛かる運送費等は請負業者が負担するものとする。
- (3) レンタル期間中に故障等が発生した場合、その原因が請負業者側であると認められた場合は早急に代替機材を用意すること。
- (4) セーフティサービス等、補償は受けるものとする。

- 7 提出書類
- (1) 納品書 (官側へ納品した際)
  - (2) 受領書 (官側から返納された際)



仕 様 書

仕様書番号		承認年月日	令和8年1月 日
調達要求番号		作成部隊	業務隊管理科営繕班
工事件名	日本原（7）ハンマードリルレンタル	作成年月日	令和8年1月28日

1 件名  
日本原（7）ハンマードリルレンタル

2 搬入出場所  
岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地

3 レンタル期間  
令和8年3月23日 ～ 令和8年3月31日

4 概要  
レンタル期間中に日本原駐屯地業務隊へハンマードリル1台を貸与するもの。

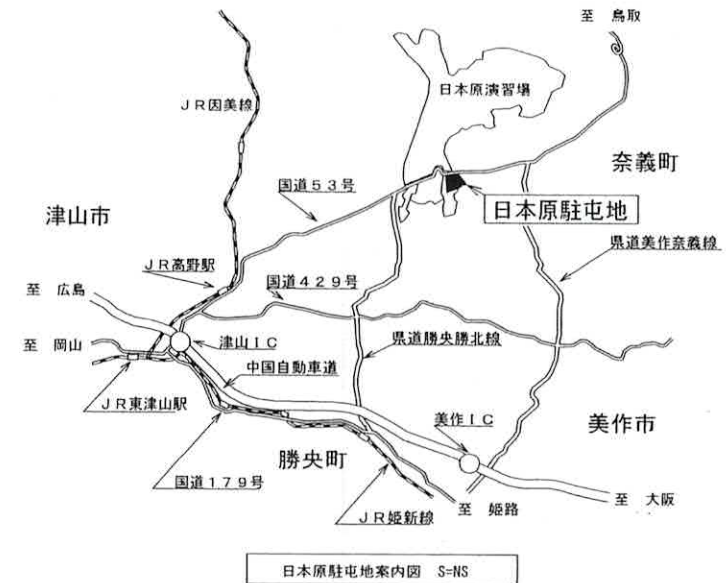
- 5 一般事項
- (1) 本仕様書に記載されていない事項、内容疑義が生じた場合は官側と協議を行い指示に従うこと。
  - (2) 本仕様書に明記なき事項でも当然必要なことは、請負業者の負担にて良心的に行うこと。
  - (3) 本件の実施に伴う駐屯地への出入り、その他制限事項等は官側により指示する。
  - (4) 官側の施設等を損害、汚損した場合は請負業者の責において原状に復旧すること。
  - (5) 本件に関する提出書類等は、官側から指示された様式により作成及び提出すること。
  - (6) 官側の起因により器材を破損させた場合は官側が修繕・補償するものとする。

6 特記事項  
(1) ハンマードリルの仕様は下記を標準とする。

給電方式	ケーブル
シャンク	SDS-max
数量	1台

- (2) ハンマードリルと共に下記も納品すること。  
ア ハンマードリル用ノミ（SDM6300） 3本  
イ ハンマードリル用ノミ（SDM3350） 3本
- (3) 搬入の出場所は陸上自衛隊日本原駐屯地とし、日時等を事前に調整すること。その際に掛かる運送費等は請負業者が負担するものとする。
- (4) レンタル期間中に故障等が発生した場合、その原因が請負業者側であると認められた場合は早急に代替機材を用意すること。
- (5) セーフティサービス等、補償は受けるものとする。

- 7 提出書類
- (1) 納品書 (官側へ納品した際)
  - (2) 受領書 (官側から返納された際)



仕 様 書

仕様書番号		承認年月日	令和8年1月 日
調達要求番号		作成部隊	業務隊管理科営繕班
工事件名	日本原(7)バックホウレンタル4	作成年月日	令和8年1月28日

1 件名  
日本原(7)バックホウレンタル4

2 搬入出場所  
岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地

3 レンタル期間  
令和8年3月23日 ~ 令和8年3月31日

4 概要  
レンタル期間中に日本原駐屯地業務隊バックホウ1台を貸与するもの。

- 5 一般事項
- (1) 本仕様書に記載されていない事項、内容疑義が生じた場合は官側と協議を行い指示に従うこと。
  - (2) 本仕様書に明記なき事項でも当然必要なことは、請負業者の負担にて良心的に行うこと。
  - (3) 本件の実施に伴う駐屯地への出入り、その他制限事項等は官側により指示する。
  - (4) 官側の施設等を損害、汚損した場合は請負業者の責において原状に復旧すること。
  - (5) 本件に関する提出書類等は、官側から指示された様式により作成及び提出すること。
  - (6) 官側の起因により器材を破損させた場合は官側が修繕・補償するものとする。

6 特記事項  
(1) バックホウの仕様は下記を標準とする。

標準バケット容量	0.7m <sup>3</sup>
燃料	軽油
数量	1台

- (2) 搬入の出場所は陸上自衛隊日本原駐屯地とし、日時等を事前に調整すること。その際に掛かる運送費等は請負業者が負担するものとする。
- (3) レンタル期間中に故障等が発生した場合、その原因が請負業者側であると認められた場合は早急に代替機材を用意すること。
- (4) セーフティサービス等、補償は受けるものとする。

- 7 提出書類
- (1) 納品書 (官側へ納品した際)
  - (2) 受領書 (官側から返納された際)

